

土地利用・市街地整備方針

基本的な考え方

1 地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進

土地の利用構成、道路基盤や建物の状況など、地区ごとの特性を踏まえて、国・都等の関係者と連携して土地利用・市街地整備を推進します。

2 地域の魅力あふれる多心型まちづくりの推進

交通結節点である駅周辺を核として、多様な都市機能の集積を図るとともに、地域ごとの様々な魅力が連携しあう多心型の都市構造の形成を図ります。

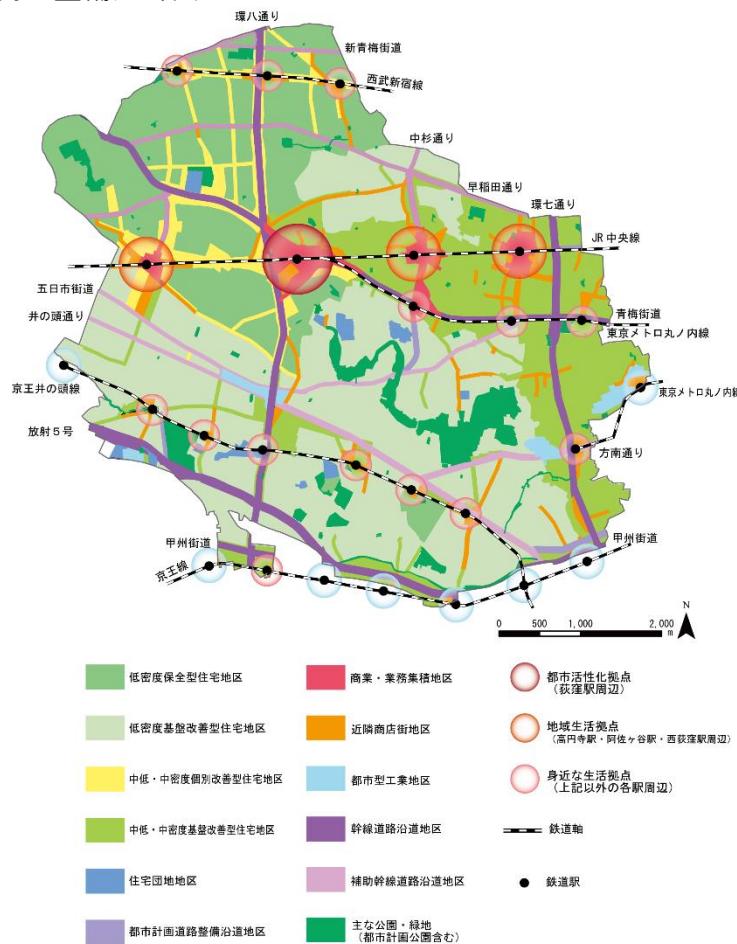
3 誰もが暮らしやすい住宅施策・住環境整備の推進

多様な居住ニーズの充足やゆとりある良質な住宅ストックの更新、活用、環境に配慮した住宅づくりなどの住宅施策を体系的・総合的に進めます。また、事業者の積極的な貢献を誘導するなど、良好な住環境の創出を図ります。

4 戦略的・計画的な土地利用の推進

将来にわたって、安全・安心に暮らし続けることができる良好な住環境の保全・形成やオープンスペースの確保を図るため、地区計画などの活用による地区特性に配慮した計画的な土地利用や、みどりの保全・育成を基調とした土地利用を進めます。また、高精度な三次元基盤情報の整備やオープン化を進めるなど、戦略的・計画的な土地利用を推進します。

市街地整備方針図



具体的な方向性

1 地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進

地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の利用構成、道路基盤の整備状況、建物の状況などに応じて住宅系市街地と複合系市街地に区分します。 ○住宅系市街地では、住宅都市としての基本的性格を維持していくため、住宅地の密度などの地区特性に応じて、市街地整備を推進します。 ○複合系市街地では、商業・業務・工業・住宅の複合的な土地利用を基調とする地区特性に応じて、市街地整備を推進します。
-----------------------	--

2 地域の魅力あふれる多心型まちづくりの推進

多様な機能と魅力ある多心型拠点の形成	○交通結節点である駅周辺を核として、各駅周辺の特色や魅力を生かした多心型拠点の形成を図ります。
都市活性化拠点の強化	○荻窪駅周辺のまちの特長や個性を生かしつつ、にぎわいと住環境が調和した、住み続けたい、訪れたいまちを目指します。
地域生活拠点の充実	○JR中央線各駅周辺（荻窪駅を除く）については、商業・業務、公共サービス、文化・教育、福祉などの都市機能を集積させ、地域生活拠点として充実を図ります。
身近な生活拠点等の充実	○私鉄、地下鉄の駅周辺については、コンパクトで利便性の高い、個性的なにぎわいが感じられる身近な生活拠点として育成していきます。また、駅周辺に立地していない商店街についても、魅力ある商店街づくりなどのまちづくりを進めます。
鉄道の連続立体交差事業と連携したまちづくり	○鉄道の連続立体交差化の進捗にあわせ、駅周辺の基盤整備やまちづくりに取り組みます。
エリアマネジメントによるまちの活性化	○多様な地域の関係者との意見交換や情報共有を行う場の設置等の取組を積極的に支援します。
誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくり	○駅周辺の拠点や商店街の環境整備などに当たっては、地域の特性を踏まえつつ、道路空間等を有効に活用して車中心から人中心の空間へと転換し、誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくりを推進します。

3 誰もが暮らしやすい住宅施策・住環境整備の推進

総合的な住宅施策の推進	○誰もが安全・安心に暮らせる住宅系市街地の形成を基本に、総合的な住宅施策を推進します。
良好な住宅ストックの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した団地の建替えにあわせて、良質な住宅ストックの形成やみどりのオープンスペースの確保、周辺の基盤整備などにより地域の生活環境の向上を図ります。 ○増加傾向にある空家等について実態把握を進めるとともに、総合的な空家等対策を推進します。
住環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○狭あい道路の拡幅整備の推進や生活道路網の整備により、住環境の向上を図ります。 ○一定規模以上の共同住宅などの建築に際して、まちづくり条例の趣旨に基づく建築を誘導します。
建築物の再エネ・省エネ化の推進	○再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の助成、低炭素建築物や建築物省エネ法の認定等を通じて、建築物の再エネ・省エネ化を推進します。

4 戦略的・計画的な土地利用の推進

良好な市街地環境整備の推進	○地区計画などの活用により、地区特性に配慮した計画的な土地利用を進めます。
みどりの保全・育成を基調とした土地利用の推進	○公園・緑地の整備・確保、まとまりのある農地や樹林地・屋敷林の保全、住宅地のみどりの保全・育成など、みどりの保全・育成を基調とした土地利用を推進します。
都市基盤情報の整備	○国や東京都と連携して、地籍調査を推進するほか、高精度な三次元の基盤情報の整備やオープン化を進めます。

道路整備方針

基本的な考え方

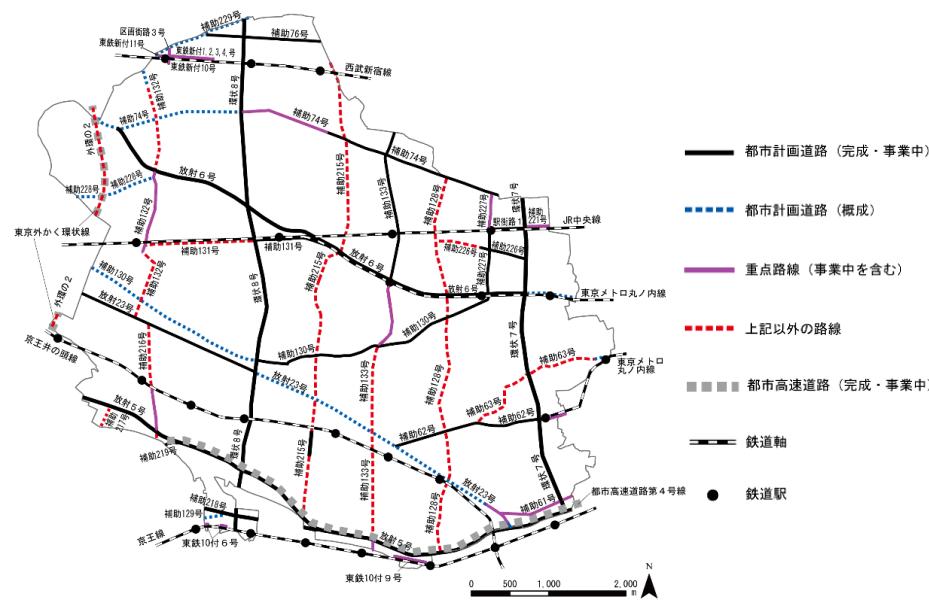
1 体系的な道路網の整備

防災機能の強化や地域交通の利便性・安全性向上、自動車交通に起因する環境負荷の軽減を図る観点等から、都市の骨格となる都市計画道路の整備を国・都等と連携して進めます。あわせて生活道路の段階的・体系的な整備や狭あい道路の拡幅整備を行います。

2 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保

環境負荷の少ない移動手段として徒歩や自転車での移動を促進するため、歩道の整備や自転車走行空間の確保による歩行者と自転車を分離した歩行者空間の確保、事業者による歩道状空地の整備など、多様な手法により人にやさしい道づくりを進めます。

道路整備方針図



具体的な方向性

1 体系的な道路網の整備

幹線道路網の形成 (都市計画道路の整備)	<ul style="list-style-type: none">○幹線道路網(幹線道路・補助幹線道路)の体系的な整備を進めます。○幹線道路・補助幹線道路の整備にあたっては、安全で快適な歩道空間の整備を推進します。○区内の都市計画道路について、整備促進の必要性を総合的に考慮し、19路線を重点路線と位置付けます。○事業を進めるにあたっては、地権者等関係権利者と合意形成を図ることに重点を置き、住民との対話を重ねていきます。○事業未着手の区間については、住民の意見を伺いながら整備を検討します。○整備においては、「東京における都市計画道路の整備方針」や国や都との協議、役割分担などの連携を図りながら推進します。○自動運転技術の進展などにより変化した交通需要に応じて道路空間を再配分し、ゆとりやにぎわいある空間を生み出すなど、新たな付加価値の創出を目指します。
東京外かく環状道路等への対応	<ul style="list-style-type: none">○外かく環状線の整備にあたっては、安全・安心の確保を第一として、丁寧な対応に努めるよう、事業者に求めています。○中央自動車道高井戸インターチェンジのオンランプ※については、開設に向けて事業者等の取組を支援します。
中心的役割をもつ生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none">○防災性や歩行者・自転車の安全性・快適性の向上を目的として、生活道路(主要生活道路・主要区画道路)の段階的・体系的整備を図ります。○主要生活道路は、防災性、安全性の観点から優先整備路線を定め、整備を推進します。
狭あい道路の拡幅整備等の推進	<ul style="list-style-type: none">○幅員4m未満の狭あい道路では、地域の防災・減災機能の向上や日常生活における安全で快適な通行のため拡幅整備を推進します。○沿道関係者の協力による隣接宅地の連続した整備や路線単位の拡幅整備を推進します。

※中央自動車道高井戸インターチェンジのオンランプ：中央自動車道高井戸インターチェンジの下り線の入口

2 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保

人にやさしい道づくり	<ul style="list-style-type: none">○歩行者の安全性・快適性を高め、地域の回遊性等の向上を図るため、道路の特性に応じた歩行者優先の道づくりを進めます。
歩行者空間の整備	<ul style="list-style-type: none">○善福寺川・神田川沿いは、周辺の公園や区民施設などと一体となった遊歩道として地域のシンボルとなる歩行系の空間軸を形成します。○みどりの拠点や生活拠点を結ぶ、質の高い歩行者空間の整備を進めます。○散策環境の充実を図ることにより、区内を楽しくわかりやすく回遊することができる歩行者空間の整備を進めます。
歩行者等への安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○生活道路を中心に道路反射鏡・防護柵等の交通安全施設や視覚障害者誘導用標示の整備を推進します。○案内標識に英語併記やピクトグラム※の標示を行うなど、誰もが安心して気軽に移動できる環境を整備します。
自転車走行空間の確保	<ul style="list-style-type: none">○環境負荷の少ない自転車利用を促進するため、道路幅員や沿道土地利用などに応じた自転車走行環境のあり方について調査・研究を行い、安全な自転車走行空間の確保を図ります。

※ピクトグラム：案内用図記号のこと。文字・言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形

交通整備方針

基本的な考え方

1 公共交通の利便性向上

公共交通の利用環境改善や温室効果ガス排出量削減等の観点から、道路と鉄道の立体交差化を進め、踏切の除却や駅前広場機能の確保を図るとともに、バス交通の改善や鉄道新規路線整備の検討などにより、公共交通の利便性向上を図ります。

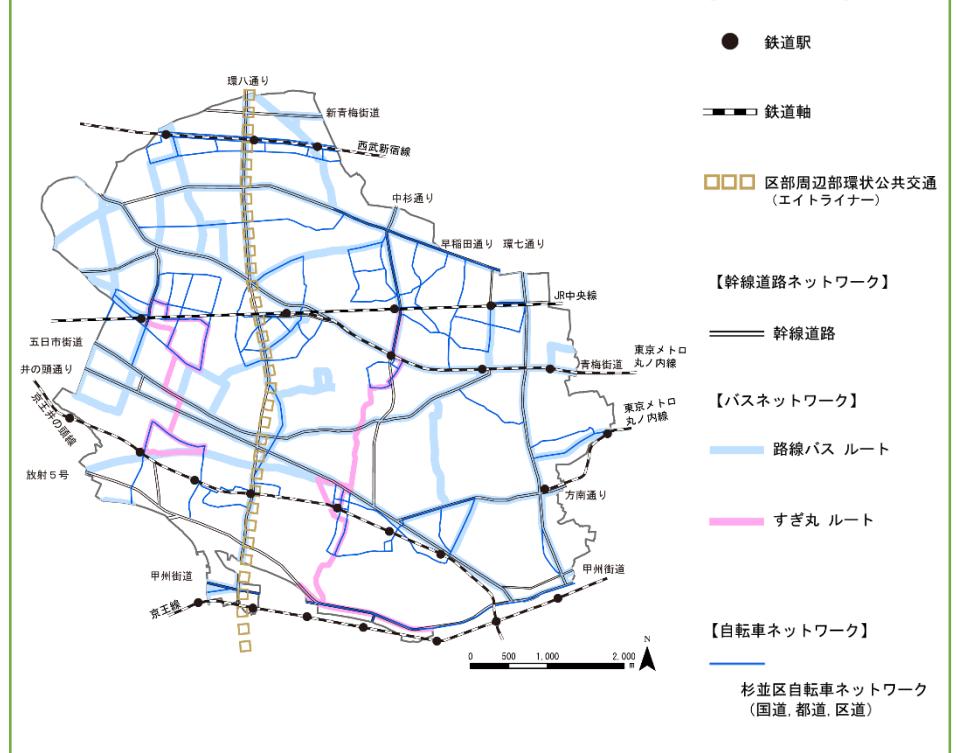
2 安全で快適な自転車利用の推進

環境負荷の少ない移動手段として自転車利用を促進するため、自転車駐車場の整備や安全な自転車利用ルールの普及とマナーの向上などにより、安全で快適な自転車利用を推進します。

3 新たなモビリティサービスへの対応

誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境の形成や脱炭素化の推進等を図るため、新たなモビリティサービスの活用も視野に入れ、鉄道やバスなどの公共交通と徒歩、自転車とのつながりを高め、シームレスな移動サービスの充実を図ります。

交通整備方針図



具体的な方向性

1 公共交通の利便性向上

道路と鉄道の立体交差化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○京王線（笹塚駅～仙川駅間）の連続立体交差事業の早期完了に向けて事業を推進し、道路ネットワークの形成、交通結節機能の拡充など、交通機能の向上を図ります。 ○西武新宿線では、井荻駅～西武柳沢駅間の連続立体交差化計画及び上井草駅周辺の道路計画の早期実現に向けた取組や、野方駅～井荻駅間の連続立体交差化に向けた取組を沿線各駅周辺のまちづくりとともに進めます。
公共交通ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向けた取組を推進します。 ○鉄道やバス、タクシー、福祉車両等も含め、地域の実態や需要に即した公共交通全体の最適化を図ります。 ○南北バス「すぎ丸」の運行については、維持・改善を検討します。 ○駅前広場や安全なバス停留所の整備を進めます。 ○バス路線となる道路は、拡幅等の整備及び交差点の改良を進め、バス交通環境の改善を図ります。 ○南北方向の公共交通の更なる充実について、調査・研究します。
駅周辺の交通結節機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○MaaS※等の新技術を活用した移動サービスにより、誰もが移動しやすい交通環境の充実を図ります。
自動車駐車場の適正な確保	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車駐車場については、車庫の宅地内確保を原則とし誘導します。特に共同住宅の自動車駐車場については、外来者用を含めて敷地内での確保を誘導します。 ○駅周辺の自動車駐車場については、カーシェアリングや共同利用、案内情報提供などによる既存の自動車駐車場の有効活用を検討します。

※MaaS：ICT（情報通信技術）を活用してマイカー以外の移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを一つに統合させた新たなモビリティサービス

2 安全で快適な自転車利用の推進

自転車活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体や関係機関との連携を図り、自転車活用に関する施策を推進します。
自転車駐車場の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用の目的に即した自転車駐車場の規模適正化を検討し、整備を進めます。 ○買い物客等の一時利用者置場の整備支援を進めます。 ○民営自転車駐車場の整備促進を図るため、事業者を積極的に支援していきます。
自転車利用ルール・マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用者への啓発活動などにより、放置自転車ゼロを目指します。 ○自転車利用者に対して、駐車や走行に関するルールやマナーを積極的にPRします。 ○自転車の利用に関する教室等を開催し、適正な自転車利用を推進します。

3 新たなモビリティサービスへの対応

MaaS等の新たなモビリティサービス活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○シェアサイクルやグリーンスローモビリティ※については、実証実験を通じ、効果検証をした上で導入を図ります。 ○MaaS等の新技術やデータを利活用した一体的な移動サービスの導入に取り組めます。
区民・事業者の参画、広域連携による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなモビリティサービスの導入に向けて、区民・事業者等の参画を図るとともに、自治体相互の横断的・広域的な連携による取組を推進します。

※グリーンスローモビリティ：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称

ユニバーサルデザインのまちづくり方針

基本的な考え方

1 誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢や障害の有無、国籍、性別などの違いを超えて、誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりを進めます。

2 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

「杉並区バリアフリー基本構想」で定める重点整備地区等において、交通事業者や民間施設等の管理者、商店会、行政機関など様々な主体の協働により、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく整備を面的・一体的に進めます。

具体的な方向性

1 誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりの推進

ユニバーサルデザインのまちづくり	○「誰でも、気軽に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを総合的に推進します。
公共交通のバリアフリー化	○区内の鉄道駅について、ホームドアなどの設置による安全性の確保を鉄道事業者に働きかけます。 ○鉄道駅の周辺について、駅前広場機能の整備や段差の解消などにより、誰もが移動しやすい移動環境の向上を図ります。 ○バス交通について、バス事業者や関係機関の協力により、待合環境の向上を図ります。
道路・公園等のバリアフリー化	○既に歩道のある道路については、整備の機会を捉えて段差の解消などを図ります。また、歩道のない道路では、主要生活道路の整備を進めることで、歩行者空間の安全性・快適性の向上を図ります。 ○公園のトイレ、駐車場など公園施設のバリアフリー化を進めます。
建物のバリアフリー化	○既存の区立施設について、施設の特性に応じて、バリアフリー化を進めます。 ○バリアフリー化が必要な既存の民間建築物について、バリアフリー化を誘導します。
安全で快適な買い物環境の向上	○商店街などの買い物道路では、誰もが安全で快適に買い物ができる空間を確保します。
農福連携事業の強化	○都市農地の保全と都市農地が持つ多面的な機能を福祉分野において効果的に活用していくため、農福連携事業※の取組を推進します。
心のバリアフリーの推進	○高齢者や障害者などが抱える日常生活における困難さや不自由さを誰もが理解し、お互いに尊重しあい、支えあう「心」をはぐくむため、すべての区民や事業者などと連携しながら、「心のバリアフリー」を推進します。

※農福連携事業：区民ボランティアを活用した農作物の栽培や障害者施設等への区画の貸出などによる農業と福祉を連携した事業

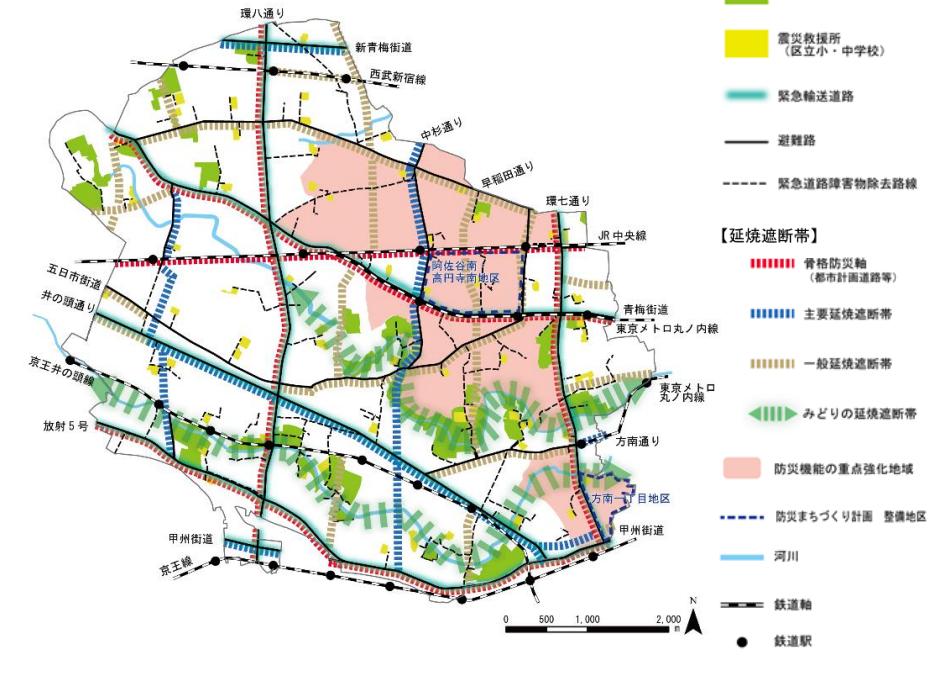
2 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

移動等円滑化促進地区の指定	○旅客施設等の生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区について、「移動等円滑化促進地区※」として指定し、面的・一体的なバリアフリー化を推進します。
重点整備地区の指定	○バリアフリー化を推進していく必要性が特に高い地区について、「重点整備地区」として指定し、地区内にある旅客施設や道路、公園、一定の建築物などについて、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。
まちづくりの計画などと連携したバリアフリー化の推進	○駅周辺などのまちづくりに取り組んでいる地区について、まちづくりの計画に位置付ける基盤整備などと連携しながら、地区全体のバリアフリー化を推進します。 ○「杉並区バリアフリー基本構想」について、「移動等円滑化促進方針」を含めた改定を行い、誰もが気軽に移動できる利便性の高いまちづくりを進めます。

※移動等円滑化促進地区：鉄道駅の周辺や高齢者、障害者等の利用者が多い施設の周辺でバリアフリー化を促進する必要がある地区

防災・減災・事前復興まちづくり方針

防災・減災・事前復興まちづくり方針図



基本的な考え方

1 地震等の災害に強いまちづくりの推進

都市計画道路などの防災都市基盤の整備を国・都等と連携して促進するとともに、木造住宅密集地域等での、耐震化・不燃化などの総合的な防災まちづくりを推進します。

2 総合的な治水対策の推進

河川整備や下水道整備を都と連携しながら進めるとともに、雨水流出抑制対策の強化や水害時の情報提供などによる総合的な治水対策を推進します。

3 地域の防災対応力の強化

防災拠点となる区立施設の機能強化や地域の自主的な防災活動などのソフト面の取組により地域の防災対応力の強化を図ります。

4 事前復興まちづくりの推進

平時から倒れにくく、燃えにくいまちづくり、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、被災しても復興しやすいまちの姿を区民とともに描き、築いていきます。

5 防犯等に配慮した安全な住環境整備の推進

犯罪の機会を与えない、犯罪を誘発しないまちをつくとともに、地域の絆を深め、防犯力の高いまちづくりを進めます。

具体的な方向性

1 地震等の災害に強いまちづくりの推進

防災都市基盤の整備推進	○都市計画道路等の広域幹線道路や防災機能を備えた公園整備の促進など、防災都市基盤の整備を推進します。
延焼遮断帯の形成	○幹線道路・鉄道・河川などの既存施設を活用した延焼遮断帯ネットワークの形成を促進します。
無電柱化の推進	○都市計画道路の整備にあわせた無電柱化や整備効果の高い生活道路等での無電柱化を進めます。
密集市街地の防災機能の強化	○道路基盤の未整備な木造住宅密集地域等については、防災まちづくりを推進します。 ○駅周辺や広域避難場所周辺などにおいて、地域特性に応じた都市基盤の整備を図り、安全な市街地を形成します。
建築物等の安全性の向上	○建築物の耐震化・不燃化を推進します。 ○総合的な空家等対策を実施し、地域の生活環境改善や安全・安心の向上を図ります。
都市施設・ライフライン等の安全性の確保	○区内の都市施設やライフラインについては、適切な維持管理や耐震性を確保することで、安全性の確保を図ります。

2 総合的な治水対策の推進

治水施設の整備	○都による河川整備や下水道整備などに協力・連携しながら治水安全度の向上を図ります。 ○浸水の発生頻度など、様々な要素を考慮したハザード情報等を充実させた水害リスク評価により河川整備等を行います。
水害時の情報提供等	○区民が実施すべきソフト対策の周知を図るとともに、水害に強い建築への誘導を行うなど、区民の自助意識を高める取組を進めます。

3 地域の防災対応力の強化

災害時拠点施設の機能拡充	○区立施設の改修等にあわせて、防災機能の強化や災害時の電源確保のための蓄電池配備などを進めます。
備蓄物資の充実	○計画的に災害備蓄倉庫の整備を進め、発災後3日間を乗り切れるよう、食糧備蓄の確保に取り組みます。
発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進	○一人ひとりの防災対応力を高めるため、訓練の充実や人材育成、民間事業者等との連携強化による共助の体制を構築します。 ○自治体スクラム支援会議と連携のもと、災害時の支援・受援体制の強化や新たな相互援助協定先の拡充に向けた検討を進めます。
ICT活用による災害情報の収集・発信	○震災救援所におけるデジタル化の検討やICT活用による災害情報の収集・発信に取り組みます。
災害時要配慮者支援の推進	○「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の新規登録者数を増やすため、更なる普及啓発を図ります。 ○民間事業者、災害ボランティア等の協力関係を強化します。

4 事前復興まちづくりの推進

都市復興に関する事前準備の推進	○計画的な都市復興に向けたあり方などを事前に検討するとともに、復旧・復興体制の充実を図ります。 ○復興計画の基礎データとなる高精度な三次元の基盤情報の整備や土地境界の明確化を進めます。 ○事前復興の取組の際には、環境負荷の少ないまちづくりを検討します。
復興体制の構築	○地域復興協議会の準備会などの組織づくりを平時から進めるなど、事前復興の取組を進めます。
災害に備えたエネルギーの確保	○多様な発電手段を用いた電力供給の安定化に向けた取組を促進します。

5 防犯等に配慮した安全な住環境整備の推進

防犯に配慮した住まい・まちづくりの促進	○交通の安全及び生活環境の整備を図るとともに、防犯対策を推進するため、街路灯の新設・改修を行うほか、住宅の防犯対策の普及に努めます。街路灯整備に当たっては、CO ₂ 排出量が少なく長寿命で高効率なLED照明等を用います。
地域の防犯力の向上	○防犯パトロールや環境美化活動、街角防犯カメラの増設、公園への防犯カメラの設置など、犯罪が起りにくいまちづくりを推進します。

みどりと水のまちづくり方針

基本的な考え方

1 公共緑地空間の整備の推進

区立や都立の公園・緑地などの公共緑地空間の整備を都区連携して推進します。

2 民有地などのまとまったみどりの保全

屋敷林や農地の保全対策の強化を図るとともに、市民緑地制度などの活用によりまとまった民有地のみどりの保全を進めます。

3 まちなみのみどりの保護と充実

住宅地や商業地など状況に応じたみどりの創出を図るとともに、みどりの保護制度や普及啓発活動によりみどりの育成環境の向上を図ります。

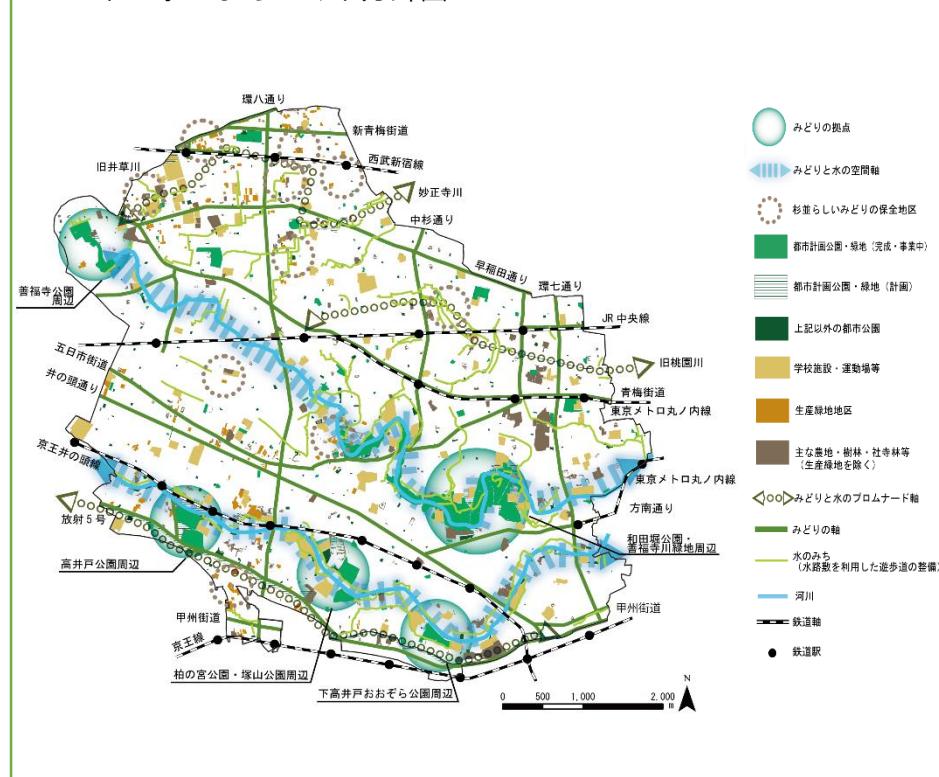
4 グリーンインフラを活用した水と水辺のある環境づくり

河川においては、生態系の保護や良好な水辺空間を整備するほか、河川沿いの緑化や公園・緑地と一体となった親水護岸の整備など、グリーンインフラ※の考え方を活用した水と親しめる環境づくりを進めます。

5 みどりと水のネットワークの形成

CO₂吸収の視点からもみどりの拠点形成を進めるとともに、拠点をみどりのベルトや河川沿いの遊歩道など連続するみどりと水で結び、みどりと水のネットワークの形成を推進します。

みどりと水のまちづくり方針図



※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組

具体的な方向性

1 公共緑地空間の整備の推進

地域特性を生かした区立公園等の整備	○区立公園は、多様な世代の利用を踏まえた日常野外活動の場として公園の種別に応じた配置、地域特性や公園の規模に応じた特色ある公園の整備を進めます。
都立公園・緑地の整備促進	○区を代表するみどりの拠点である都立公園の整備を促進します。

2 民有地などのまとまったみどりの保全

屋敷林等の保全強化	○屋敷林等の保全に資する様々な活動を進めていきます。
農地の保全	○区内の農地については、農業者のニーズに応じた相談・支援等を行い、農地の保全を図ります。
特別緑地保全地区の活用	○特別緑地保全地区制度の普及・啓発を図り、社寺林や屋敷林などのまとまったみどりを中心に、新たな指定を検討します。
市民緑地の指定等	○良好な樹林地を保全するため、都市緑地法に基づく市民緑地「いこいの森」の設置・維持を進めます。

3 まちなみのみどりの保護と充実

住宅地のみどりの保全・育成	○生け垣など道路沿いの緑化等を進め、地域のなかで調和のとれたみどり豊かな住宅地を育成します。
商業・業務地の緑化	○商業・業務地では、地区特性に応じた緑化を誘導します。
公共公益施設の緑化	○道路や鉄道、区立施設などの公共公益施設では、それぞれの特性に応じた緑化を図ります。
民有地の緑化の推進	○みどりの条例に基づき、すべての建築行為等を対象に緑化指導の充実を図ります。 ○建築物の建築などに際して、敷地の一定割合の緑化を義務付ける緑化地域制度の導入を検討します。
生物多様性に配慮したみどりの質の向上	○生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針の作成に取り組みます。 ○区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に取り組みます。
協働によるみどりの保全・育成	○みどりの条例に基づく取組など区民との協働により、みどりの保全・育成を図ります。
みどりの普及・啓発	○みどりに関する情報の発信や地域イベントなどを通して、幅広くみどりの普及・啓発を図ります。

4 グリーンインフラを活用した水と水辺のある環境づくり

水辺環境の保全と親水化	○河川については、生態系の保護や良好な水辺空間の創出に配慮した河川整備を進めます。 ○河川沿いの緑化や河川施設の適正な管理などにより、水と親しめる環境づくりを推進します。
地下水・湧水の保全・回復	○グリーンインフラの考えを活用し、地下水・湧水の保全・回復を図ります。 ○地下水・湧水の保全・回復に寄与する、透水性舗装や雨水浸透ます等の整備を促進します。

5 みどりと水のネットワークの形成

みどりの基本計画	○公園整備、農地の保全など、みどりの保全・創出を推進する総合計画である「みどりの基本計画」を改定し、水とみどりのネットワークの形成を図ります。
みどりの拠点の形成	○みどりの拠点となる公園周辺について、豊かなみどりや水を生かしたネットワークの核の形成を図ります。
みどりと水の空間軸づくり	○みどりのベルトづくり事業を推進し、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。 ○河川空間や河川沿いの公園を中心とした奥行きがあり、質の高いみどりの帯の形成を進めます。

景観まちづくり方針

基本的な考え方

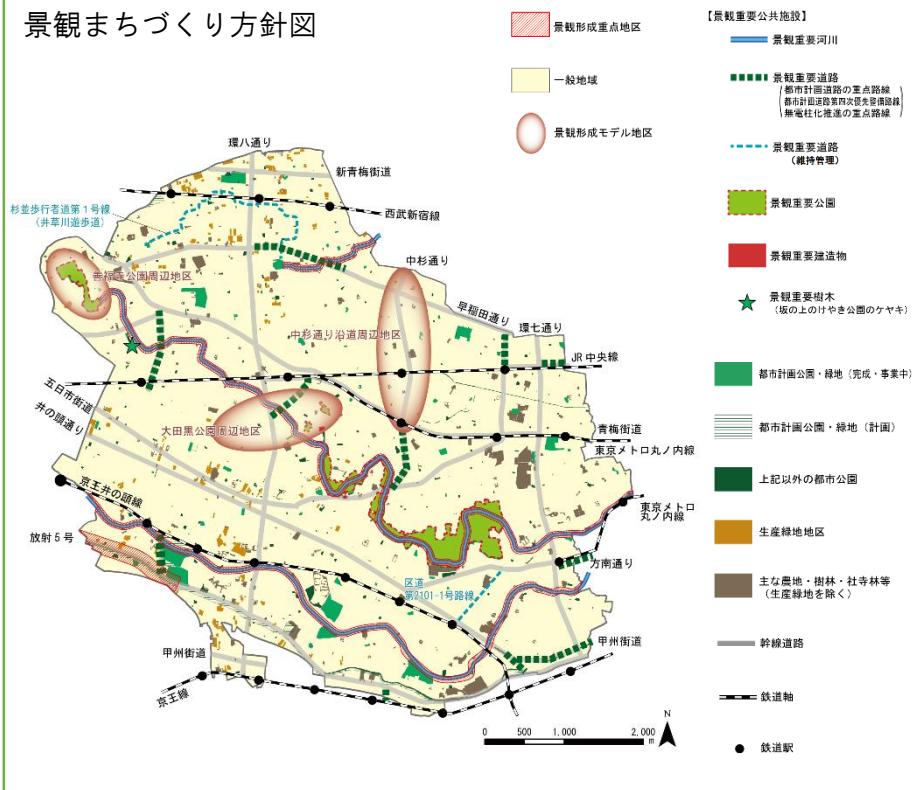
1 杉並らしい景観づくりの推進

景観法に基づく行為の届出制度や景観重要公共施設の指定、景観形成指針の運用や大規模建築物の建築等に係る事前協議などの取組を通じて、みどり豊かな住宅都市としての杉並らしい景観づくりを推進します。

2 他施策との連携と普及啓発

みどりの保全・育成や区民・事業者・区の協働による景観づくりを推進するため、他施策との連携を図ります。また、これらの取組を進めるにあたり、広く区民・事業者への普及啓発を図り、良好な景観形成に繋がります。

景観まちづくり方針図



具体的な方向性

1 杉並らしい景観づくりの推進

地区特性に応じた景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○水とみどりの景観形成重点地区では、季節感とうるおい及び地域の歴史が感じられる景観形成を図ります。 ○景観形成重点地区以外の一般地域では、それぞれの市街地特性に応じた景観基準に基づき、良好な景観形成を図ります。
景観形成指針と事前協議による景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観形成に大きな影響を与える大規模マンションなどの建築については、大規模建築物景観形成指針に則した計画とするとともに、事前協議を通して良好な景観形成を誘導します。
屋外広告物の景観誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物は、屋外広告物条例を踏まえ、地域にふさわしい良好な景観の形成に寄与するよう表示・掲出を誘導します。
景観重要公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○河川、道路、公園などの公共施設は、「景観重要公共施設」と位置付け、地域における良好な景観の形成に配慮した整備を図ります。
景観重要建築物及び景観重要樹木の指定	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観を形成している建築物や樹木をそれぞれ景観重要建築物、景観重要樹木として指定し、地域の大切な財産として共有を図ります。
景観協定による景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅地などの建築物の建築に際して、景観協定の活用を誘導し、良好な景観づくりを支援します。
景観モデル地区における景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○中杉通り沿道周辺地区、大田黒公園周辺地区、善福寺公園周辺地区において、様々な仕組みを活用しながらモデル的に景観づくりを進めます。

2 他施策との連携と普及啓発

みどりの施策と連携した景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○屋敷林や農のある風景をみどりの施策と連携しながら、地域の貴重な景観資源として保全を図ります。 ○区内のみどりは、人々に落ち着きと安らぎを与える景観であることから、CO₂吸収の視点も含め、地域の貴重な景観資源として保全・創出を図ります。 ○特に外観の優れた貴重木などについて、景観法に基づく景観重要樹木制度を活用します。
まちづくり施策と連携した景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり条例に基づき認定されたまちづくり協議会の活動やまちづくりルールの活用により、区民、事業者、区の協働による良好な景観形成を進めます。
歴史・文化の施策と連携した景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○国の史跡である荻外荘をはじめとした歴史的な建造物や文化財など、歴史的・文化的資源を生かした景観形成を進めます。
魅力とにぎわいのあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○無電柱化やシンボルとなる樹木等の育成、「歩行者利便増進道路制度」※の活用、屋外広告物の規制誘導などにより、景観に優れた魅力あるまちの形成を図ります。
個性的なにぎわいの風景の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○高円寺阿波踊り、阿佐谷七夕祭りなど、多くの人に広く親しまれている、個性的で愉しいにぎわいの風景を大切に継承し、それらが発する魅力を区内外に発信していきます。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○外観の優れた建物や美しいまちなみ、みどり豊かな風景を保全、創出していくため、景観に対する意識を高めていくよう、引き続き普及啓発の拡充を図ります。

※歩行者利便増進道路制度：「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するもの。（通称、ほこみち。）

ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針

基本的な考え方

1 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

2050年ゼロカーボンシティ※の実現に向け、都市構造や交通体系の改善、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する取組を推進します。

2 環境施策の推進

「杉並区環境基本計画」に基づき、再生可能エネルギー利用及び省エネルギー対策の普及・促進や循環型社会を目指す取組、区民の健康と生活環境を守る取組、みどりの保全・創出などの環境施策を総合的・計画的に推進します。

※ゼロカーボンシティ：2050年までに温室効果ガス排出量が実質ゼロとなるよう、取組を進めていくことを表明した地方公共団体

具体的な方向性

1 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

都市構造や交通体系の改善	<ul style="list-style-type: none">○都市機能の駅周辺への集積と集約化を図り、地域特性に応じたコンパクトな多心型のまちづくりを進めることにより、人や物の移動にともなう環境負荷の軽減を図ります。○道路ネットワークの形成により、自動車交通に起因する環境負荷の軽減を図ります。○区民に対して環境や健康などに配慮した交通行動を促すため、モビリティ・マネジメント※の取組を推進します。○温室効果ガス削減に寄与する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車※等の普及促進を行うとともに、エコドライブ※の周知を行います。○自転車活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持及び健康増進等の施策に取り組みます。○公園・緑地など公共緑地空間の整備や民有地の緑化推進などにより、みどりの質的・量的な充実を図ります。
再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり	<ul style="list-style-type: none">○家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用拡大を推進します。○区立施設の改築時等においては、太陽光発電設備設置を可能な限り推進するなど、再生可能エネルギーの利用拡大を進めます。○地域全体における再生可能エネルギーの利用拡大を推進します。
住宅・建築物の省エネルギー対策の促進	<ul style="list-style-type: none">○住宅・建築物の省エネルギー化やその運用の普及啓発を推進します。○区立施設の省エネルギー対策を推進します。
ヒートアイランド対策の促進	<ul style="list-style-type: none">○ヒートアイランド現象を緩和するための対策に取り組みます。

※モビリティ・マネジメント：「環境や健康などに配慮した交通行動を呼びかけていくコミュニケーション施策」を中心として、ひとり一人の住民等に働きかけ、自発的行動の転換を促していき、「過度の自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」への少しずつ変えていく一連の取組
※プラグインハイブリッド自動車：ハイブリッド自動車に対し、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合が増加。これにより、ガソリンの消費量が減少し、地球温暖化防止などに効果がある。

※エコドライブ：急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車の運転を行うこと。

2 環境施策の推進

環境施策の体系的、計画的な推進	<ul style="list-style-type: none">○「杉並区環境基本計画」に基づき、環境施策の体系的、計画的な推進を図ります。○電気自動車用充電設備導入助成により、電気自動車等の普及を促進します。○ごみの発生抑制、分別の徹底や資源化の推進に向けた検討を計画的に進めます。○食品ロスやワンウェイプラスチックの削減など、ごみ・資源の発生抑制に重点を置いた取組を推進します。
環境に配慮するライフスタイルの促進	<ul style="list-style-type: none">○家庭や事業所における電気やガス等の省エネルギーを促進します。○区民一人ひとりの環境配慮行動の一層の推進を図ります。